

「ハンセン病問題基本法」の制定を求める 100万人署名にご協力をお願いします!

ハンセン病問題の『全面解決』、『国の誤った政策からの被害回復』を求め、
私たちは（ハンセン病問題基本法）の制定を目指しています!!

ハンセン病に罹患しただけで、強制隔離、強制労働、断種などを強いられる、人権侵害の悪法、「らい予防法」が廃止され10年余が立ちました。

しかし、「らい予防法」が療養所と社会を断絶した壁は厚く、療養所入所者の社会復帰は可能となっても、療養所は「隔離」、「立ち枯れ」から開放されず、療養所としての社会復帰を果たすことが出来ずにいます。

また、国の犯した誤った政策が築いた差別・偏見の壁も、今日においてもなお根強く患者・元患者、そして家族の前に立ちはだかっています。

私たちは、未だに解決されないハンセン病問題の根本解決を目指し、「ハンセン病問題基本法」制定の運動を進めています。

ハンセン病問題は私たちすべての国民にかかわる人権問題です。

私たちの運動の主旨をご理解いただき、地域の皆様の力強いご支援をよろしくお願いします。

【私たちは目指しています】

- 差別・偏見のない社会を築いていくことを
- 国の誤った政策による患者・元患者、家族の被害の回復を
- 療養所を地域に解放し、療養所の社会復帰の実現を
- 医療・看護・介護を充実し、入所者が尊厳を持って生きられる療養所の実現を
- 医療・社会福祉を充実し、円滑な社会復帰生活の実現を
- 国・地方公共団体の責務の明確化を

ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会

全国ハンセン病療養所入所者協議会・ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会

ハンセン病違憲国賠訴訟弁護団連絡会・全日本国立医療労働組合

ハンセン病市民学会・ハンセン病首都圏市民の会

ハンセン病問題基本法制定をすすめる会

事務局 全医労香川地区協議会 高松市新田町乙一8

TEL 087-841-2146 高松東病院内

ハンセン病問題はまだ終わっていません

ハンセン病患者・元患者は、国の誤った政策によって、療養所に隔離され、社会内でのあるべき人生を奪われました。

2001年の熊本判決は、国の法的責任を断罪し、控訴断念により判決は確定しました。しかし、社会には未だに根深い偏見差別が残っており、ハンセン病問題にはまだ多くの課題が残されています。

ハンセン病療養所の現状と課題

現在、ハンセン病療養所入所者の平均年齢は79歳にも達し、入所者数も全国13園で3000人を切る状況となっており、入所者は、今後入所者が減少する中で、療養所がどうなっていくのか不安を募らせています。

しかし、国・厚生労働省は、このような状況にあっても、療養所を将来的にどのような形で運営していくのか、その具体策を明らかにしようとしません。

療養所が社会で暮らすのと遜色のない医療・看護・介護施設として入所者の最後の一人までみていくためには、療養所を地域や社会に開かれた施設とし、入所者と一般市民がともに療養所を利用できる状況を作る必要があります。

ところが国は、「現行法『らい予防法廃止法』制度の中ではハンセン病療養所入所者以外のものが療養所を利用することは出来ない」とし、療養所を地域や社会に開かれた施設とする将来構想の実現を拒否し続けています。

退所者・社会内生活者のおかれている現状

社会内で暮らすハンセン病療養所退所者・非入所者も『らい予防法廃止法』により、ハンセン病療養所に入所しない限り、入院治療を受けることは出来ません。そればかりか90年にも及ぶ徹底した国の隔離政策によって、今なお社会内に根強く残る差別偏見の中で、社会内での医療も十分に受けることが出来ない状況におかれています。

ハンセン病基本法の実現にご支援を！

このような、現在もハンセン病問題として残された課題の全面解決を目指し、私たちは、新たな法律『ハンセン病問題基本法』の制定を求める取り組みを始めました。

この問題は、入所者や社会で暮らすハンセン病回復者・その家族、療養所職員のみの問題ではなく、地域社会や一般市民が、療養所やハンセン病回復者といかなる関係を築いていくのかが問われている問題でもあります。

地域の皆さんの支援の輪を大きく広げていただき、『ハンセン病問題基本法』を制定し、ハンセン病問題の全面解決への取り組みに大きな支援をよろしくお願いいたします。

ハンセン病問題基本法を制定し
開かれた国立ハンセン病療養所の
未来を求める

国会請願署名

年 月 日

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

紹介議員

(請願趣旨)

私たちは、長い間強制隔離政策に苦しめられてきたハンセン病所の入所者が、社会の中で生活するのと遜色のない生活及び医療を保障され、安心して暮らすことのできるハンセン病療養所の未来を確保するため、「ハンセン病問題基本法」(仮称)の制定とハンセン病療養所の将来に関する具体的な施策の実現を求めます。

* 請願項目

1. ハンセン病問題の真の解決をはかるため、「ハンセン病問題基本法」(仮称)を制定すること。
2. 療養所の将来のあり方については、入所者・職員・地域住民など関係者の意見を尊重し、地域・国民のための医療・介護施設等として広く開放・発展させること。
3. ハンセン病療養所の医療・看護・介護体制の強化を図ること。

氏 名	住 所

*この署名は国会に提出する以外には使用しません。

【提唱団体】全国ハンセン病療養所入所者協議会

〒189-0002 東京都東村山市青葉町4-1-10 TEL 042-396-2052

【取扱団体】日本医療労働組合連合会(日本医労連)

〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5 TEL 03-3875-5871

【集約団体】ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会

署名送付先 〒160-0004 東京都新宿区四谷4-10-3 TEL 03-3355-0601

ハンセン病問題基本法を制定し開かれた 国立ハンセン病療養所の未来を求める

国会請願署名

* 請願趣旨

戦前から戦後にかけて、ハンセン病を発症したというだけで、患者は社会で生活する事を許されず、官民一体となってすすめられた「無らい県運動」等によって、町や村から徹底的に排除され、国立療養所に強制隔離されました。

戦後は特効薬プロミンにより、ハンセン病は治癒できるようになりましたが、患者の強制隔離絶滅政策を基本とした「らい予防法」は1996年まで存続したために、病は癒えても社会復帰は容易ではありませんでした。

2001年5月ハンセン病国賠訴訟の熊本判決は、国のこの政策を断罪し、その後の制度改革によりハンセン病政策は大きく前進しました。しかし、ハンセン病療養所では、長年の隔離によって高齢化が進み、社会の根強い差別感情もあって依然社会復帰は容易ではありません。「らい予防法」廃止時全国5千人と言われた入所者の数は現在3千人を切り、10年後は1千人以下になると予測されるようになりました。それにもかかわらず、国は、ハンセン病療養所の将来についての具体策を何ら示すことなく、ただ入所者の動向を傍観しているのみで自然消滅を待つという姿勢です。

平均年齢が78歳を超えたいま、入所者のみなさんは、この先、療養所でどういう暮らしができるのか、どういう医療体制が確保されるのか、将来像が見えないまま、不安な思いを募らせています。ある入所者は、「国は最後の一人まで面倒を見ると言うけれど、最後の一人にはなりたくない。その前に死にたい。」とその思いを語っています。

私たちは、長年強制隔離政策に苦しめられてきた入所者のみなさんが、その晩年を、社会から切り離されることなく、たとえ「最後の一人」になるときが来る

としても、社会の中で生活するのと遜色のない生活及び医療が保障され、安心して暮らすことができることを願っています。

ハンセン病療養所の将来のあり方を問う問題は、ひとり入所者のみが取り組んで解決する問題ではありません。立法府、行政府はもとより、地方行政機関及び市民の皆様にも問われている重大な課題でもあります。

私たち、ハンセン病療養所入所者協議会（略称・全寮協）は、ハンセン病問題の全面解決のために、多くの市民の皆様のご理解とご支援を得ながら、組織として最後の人生をかけた運動に立ちあがる決意をいたしました。

私たちのこの運動の趣旨をぜひご理解いただき、ハンセン病問題の真の解決をはかるため、「ハンセン病問題基本法」の法案成立に最大限ご尽力をいただくとともに、「らい予防法」廃止時の国会決議に基づき、ハンセン病療養所の医療・福祉を拡充し、地域に開かれた施設として、ハンセン病療養所の真の社会化が実現するよう、裏面の事項について請願します。

